

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・医療を必要とする年代の加入割合が高い

2. 財政基盤

② 所得水準が低い・保険料負担が重い

- ・年金受給者世帯や無所得世帯等の加入が多いため所得の水準が低く、保険料の負担が重い

③ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額:約3,800億円 うち決算補てん等の目的 :約3,500億円、繰上充用額:約900億円(平成26年度) ※厚労省公表数値より

3. 財政の安定性・市町村格差

④ 財政運営が不安定になるリスクの 高い小規模保険者の存在

⑤ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費や所得の格差が大きい

4. 国保制度改革の方向

① 国による財政支援の拡充

② 国保の運営について 都道府県と市町村が国保の共同 保険者となり適切な役割分担によ り運営

- ・ 財政運営を都道府県が担う
- ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の
実施等は市町村が担う

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年5月27日成立)

【国民健康保険の安定化】

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

国民健康保険制度の改革による財政基盤の強化（公費拡充等）

○毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化

⇒ 被保険者の保険税負担の軽減やその伸びの抑制

※被保険者一人当たり約1万円の財政効果（厚労省試算）

※全国の国保保険者の法定外繰入金の規模は約3,500億円



平成27年度から実施

○保険者支援制度を拡充（約1,700億円の増）

・消費税引き上げに伴う増収分を活用し、低所得者の多い保険者への財政支援を強化する

※ 本市の影響額は、約8,800万円

平成29年度から実施

○更なる国費 1,700億円を投入

・被用者保険の後期高齢者支援金算定方法を段階的に見直し（加入者割 ⇒ 全面総報酬割に変更）

協会健保の負担減少により不要となる2,400億の国費のうち1,700億を国保の財政基盤強化へ活用

【主な内容】

① 「財政安定化基金」の創設（H27～H29年度で2,000億円積立） ⇒ 都道府県化後の財政リスクの分散・軽減

② 財政調整交付金の増額 ⇒ 自治体の責めによらない要因に対する財政支援の強化（H30年度から約700～800億円）

※ 精神疾患や子どもの被保険者が多いことによる医療費の増、非自発的失業者が多いことによる国保税の減

③ 「保険者努力支援制度」の創設 ⇒ 医療費適性化に向けた取り組みに対する支援（H30年度年度から約700～800億円）

※ 平成28年度の（国）特別調整交付金算定に際し、保険者努力支援制度の趣旨を前倒しで反映することとされている。

【主な指標】

- ・特定健診・保健指導の実施率
- ・糖尿病重症化予防の取り組み状況
- ・後発医薬品使用促進に関する取り組み状況
- ・第三者求償の取り組み状況 など

都道府県と市町村の役割

資料4-3

【都道府県の主な役割】

- 財政運営の責任主体
 - ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定
 - ・財政安定化基金の設置及び運営を行う
- 国保運営方針の策定
 - ・安定的な財政運営
 - ・事務の効率化や標準化及び広域化の推進
- 市町村ごとの標準保険料率を算定し公表する
- 保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う
- 市町村が行った保険給付の点検
- 市町村に対して必要な助言や支援を行う

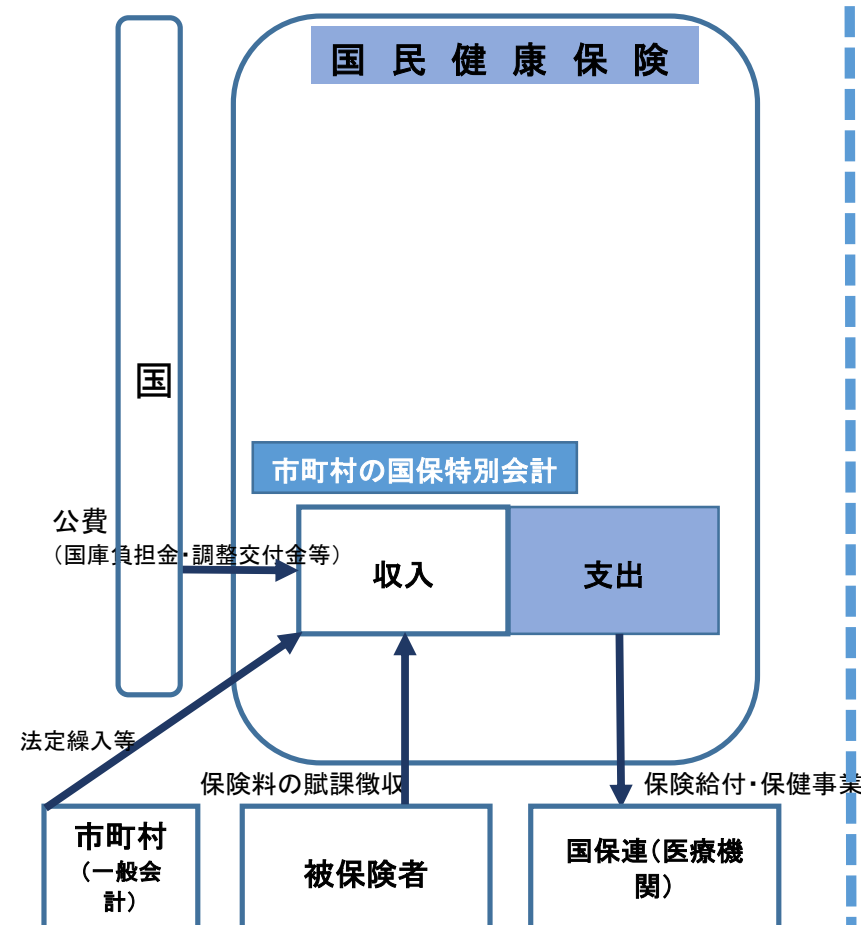
【市町村の主な役割】

- 被保険者の資格を管理する
 - ・被保険者の資格の取得及び喪失を管理
- 保険料(税)の賦課と徴収を行う
 - ・標準保険料率を参考に保険料率を決定する
- 保険給付を決定する
- 国保事業費納付金を都道府県に納付する
- 保健事業の実施
 - ・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施する(データヘルス等)

都道府県化後の国保財政の仕組み

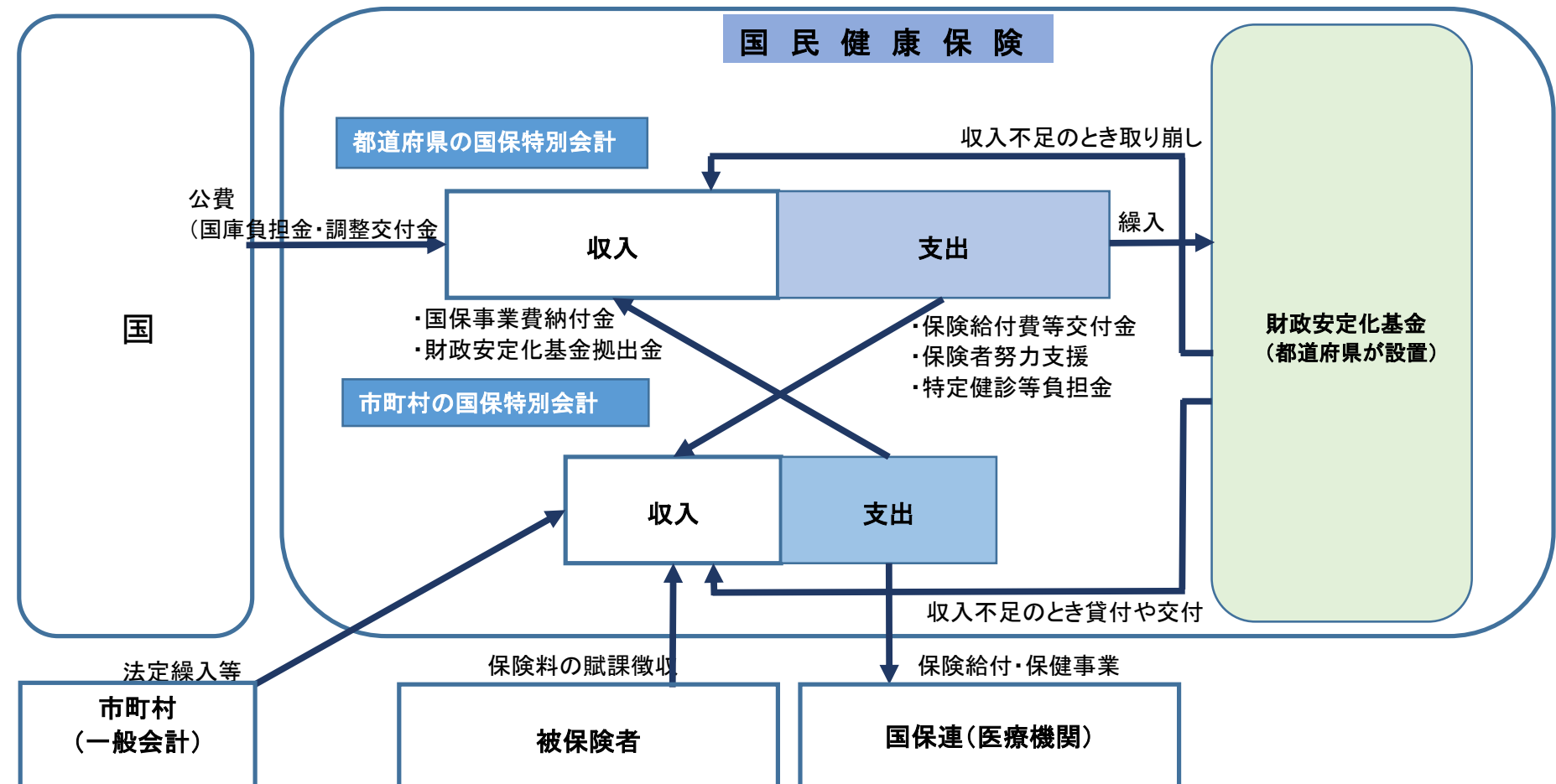
【現行】

市町村が個別に運営



【都道府県化後】

都道府県と市町村の共同運営



- 都道府県は、
 - ・ 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）
 - ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
 - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）

都 道 府 県

市 町 村

< 都道府県の標準設定のイメージ（例） > ②

- 標準的な算定方式は
3方式（所得割、均等割、世帯割）
- 標準的な収納率は、
市町村規模別に、右表のとおりとする。

被保険者数	標準的な収納率 （イメージ）
1万人未満	94%
1万人～5万人未満	92%
5万人～10万人未満	90%
10万人以上	88%

- 都道府県が定めた標準的な保険料算定方式等を参考に、実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課、徴収

医療給付費等

公費等

保険料収納必要額

①

A市が
納める納付金

A市：10万人
（標準的な収納率 88%）

②

A市の
標準保険料率

③

A市の
保険料率

- 2方式（所得割、均等割）
- 予定収納率：90%

（例）

①

B町が
納める納付金

B町：1万人
（標準的な収納率 92%）

B町の
標準保険料率

B町の
保険料率

- 3方式（所得割、均等割、平等割）
- 予定収納率：94%